

議長・副議長の在任期間等に関する申し合わせ事項

平成 20 年 9 月 2 日
代表者会議決定

[沿革]令和 3 年●月●日 改正

- 1 議長、副議長の在任期間については、議長を 2 年以内、副議長を 1 年とし、令和 4 年 5 月の議長、副議長の改選から適用する。
- 2 議長に立候補する者は、在任予定期間を、その理由も含め明らかにするものとする。ただし、立候補の際に 1 年を在任予定期間として明らかにした場合にあっては、その在任予定期間を超えた後の再度の立候補を妨げない。

○議長・副議長の在任期間等に関する申し合わせ事項改正案 新旧対照表

改正案	現行
<p>1 議長、副議長の在任期間については、議長を<u>2年以内</u>、副議長を1年とし、<u>令和4年5月</u>の議長、副議長の改選から適用する。</p> <p>2 <u>議長に立候補する者は、在任予定期間を、その理由も含め明らかにするものとする。ただし、立候補の際に1年を在任予定期間として明らかにした場合にあっては、その在任予定期間を超えた後の再度の立候補を妨げない。</u></p>	<p>1 議長、副議長の在任期間については、議長を<u>2年</u>、副議長を1年とし、<u>平成21年5月</u>の議長、副議長の改選から適用する。</p> <p>2 <u>次期議員改選後（平成23年4月）の議長、副議長の選出については、その不在期間を短くするため、議員の任期開始後すみやかに行う。</u></p>